

# 青少年センターだより 第1号

令和3年6月10日発行  
 帯広市教育委員会  
 青少年センター  
 ☎ 0155-65-4161

## 令和2年度の巡回指導状況

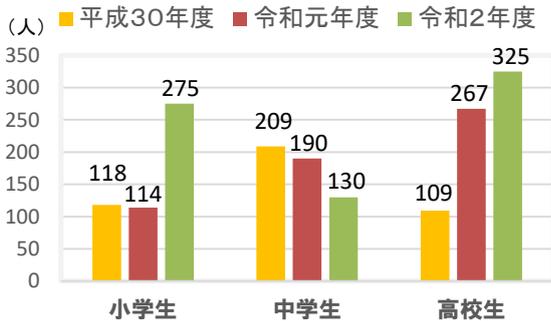
～小学生の声かけ指導が増加～

昨年度の街頭巡回は、JR帯広駅周辺や中心街・郊外の大型商業施設を中心にを行い、実施回数は440回となりました。

声かけ指導数は734人で、前年度より159人の増加となりました。内訳は、小学生が275人、中学生が130人、高校生が325人、その他が4人でした。

中学生が前年度から60人減少したのに対し、小学生が161人、高校生が58人増加しました。

令和2年度街頭巡回指導人数（小中高別）



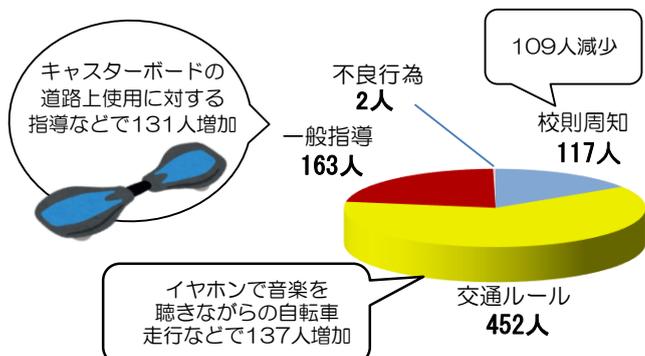
## 主な声かけ指導の状況

交通ルール指導が452人と、前年度から137人、違反行為の注意などの一般指導が163人と131人増加しました。

交通ルール指導の増加は、イヤホン装着による自転車運転や逆走によるものです。

また、一般指導の増加は、学校休業期間中の小学生による道路上での遊びが主な要因です。

ゲームセンター入場などの小中学生の校則周知は、前年度から109人減少しており、一定の理解が進んでいると考えられます。



## 令和3年度の巡回について

### ○郊外巡回

- ・場所：郊外大型店、ゲームセンターなど。
- ・日時：月～金曜の週5回、午後3時～午後5時に巡回します。

### ○特別巡回

- ・夏休み特別巡回は8月に6回実施します。
- ・春休み特別巡回は3月に4回実施します。
- ・深夜特別巡回は7月から9月にかけて、5回実施します。午後10時から午前0時までです。（回数は予定です。変更する場合があります。）
- ・夜間特別巡回及び休日特別巡回は、イベント開催に合わせて、実施します。夜間は19時から21時、休日は13時から15時までです。



青色回転灯を点灯し、パトロール車2台で巡回しています

## 自転車の交通ルールを守ろう

### 自転車安全利用五則



#### ①自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道を通行できるのは、13歳未満の子供、70歳以上の人、身体の不自由な人です。

道路標識で自転車が歩道を通行できる場合と、車道を通ることが危険な場合は、その他の方も通行できます。

#### ②車道は左側を通行

右側を逆走はいけません。

#### ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を走行できる時も、歩行者の安全を優先します。

#### ④安全ルールを守る

人乗り、横並び走りはいけません。夜はライトをつけましょう。

#### ⑤子供はヘルメットをつけましょう。

保護者の方は、13歳未満の子供さんに着用させるよう努めてください。



# 道内の令和2年中における非行少年等の概況

～前年に比べ非行少年は14.8%、不良行為少年は17.4%減～（北海道警察本部ホームページ 参照）

## ●非行少年等の状況

非行少年は967人で、前年に比べ、168人（14.8%）減少しました。不良行為少年は11,182人で、前年から2,348人（17.4%）減少しました。

総数	2年 元年 増減 (%)	非行少年							不良 行為 少年
		刑法犯		特別法犯			ぐ犯 少年		
		犯罪 少年	触法 少年	犯罪 少年	触法 少年	犯罪 少年			
	967	815	544	271	149	133	16	3	11,182
	1,135	1,005	674	331	125	117	8	5	13,530
	-168	-190	-130	-60	24	16	8	-2	-2,348
	-14.8%	-18.9%	-19.3%	-18.1%	19.2%	13.7%	100.0%	-40.0%	-17.4%

## ●刑法犯の検挙・補導状況

刑法犯は815人で18.9%減少しました。罪種別では窃盗犯が537人と最も多く、このうち万引きが358人を占めました。刑法犯少年815人のうち、児童・生徒・学生は610人で、高校生が229人（28.1%）、小学生が193人（23.7%）、中学生が140人（17.2%）、その他学生が48人です。

## ●特別法犯の検挙・補導状況

特別法犯は149人です。児童買春・児童ポルノ禁止法が37人と最も多く、大麻取締法は34人と前年の17人から倍増しました。

## ●福祉犯の検挙

福祉犯の検挙人員は253人で、前年に比べ29人（10.3%）減少しました。法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法が112人、青少年健全育成条例が107人で、合わせて8割以上を占めています。

## ●福祉犯の被害少年

福祉犯の被害少年は199人で、20.7%減少しました。法令別では、青少年健全育成条例が最も多く、学職別では高校生が114人、中学生が46人となっています。

※非行少年…家庭裁判所の審判に付すべき20歳未満の少年のこと。

- ・犯罪少年 14歳以上で罪を犯した少年。
- ・触法少年 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者。刑事責任を問わない。
- ・ぐ犯少年 その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯す恐れがある少年。

※不良行為少年…飲酒や喫煙、深夜徘徊その他自己又は他人の徳性を害する行為（不良行為）をしている未成年者。

※刑法犯 …刑法等に規定する罪。

※特別法犯…軽犯罪法、児童買春・児童ポルノ禁止法、大麻取締法等に規定する罪。

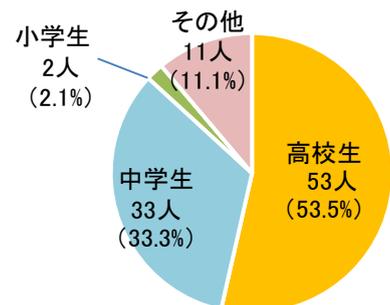
※福祉犯 …児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与える犯罪等。

# 子供をネット犯罪から守ろう（北海道警察本部ホームページ 参照）

## ●SNS利用に起因する福祉犯被害少年の現状

近年、中学生や高校生だけでなく、小学生など低年齢の児童にも、インターネットの利用が広まっており、スマートフォン等からSNSを利用した児童が性犯罪等の被害に遭う事例が発生しています。

令和2年中のSNS利用による福祉犯被害少年(学職別)



## ●ネット被害を防ぐためにフィルタリングの設定を

フィルタリングとは、有害なサービス・コンテンツをブロックし、無害なサイトのみを閲覧させる仕組みです。

携帯電話各社がフィルタリングサービスを提供しており、年齢や家庭の事情に応じてカスタマイズできるものもあります。

スマートフォンのフィルタリングの詳細は、各携帯電話会社や販売店に問い合わせてください。